

外20-40

早稲田大学大学院理工学研究科

# 博士論文概要

## 論文題目

まちづくりにおける市民憲章の  
計画論的意義に関する研究

Research on the methodological meaning  
of citizen charter in town planning

申請者

三輪 真之

Mayuki MIWA

2000年12月

本研究は、専門の教育や訓練を受けていない一般の市民がまちづくりに参加する場合の自主的行動の動機付け、空間的イメージの形成、環境保全意欲の継続等において、和語が大きな役割を果たす可能性があることを東京都の市民憲章の言語表現の分析を通して明らかにせんとするものである。

第1章においては、本研究の前提となるべき4つの事柄について、既存の研究や事例を踏まえつつ筆者の基本的な認識および基礎的な知識・用語・等を示した。

第1は「まちづくりにおける市民参加」の意味や問題点についてであり、「都市計画」と「まちづくり」の概念的相違、日本の社会における「市民」の定義、市民参加の立場やルート等について述べた。

第2は都市計画の分野において基礎となるべき「価値論」についてであり、「価値」概念の二義性、価値判断と後続行為の関係、人間の価値的本性、価値の範疇等に関して、筆者の従来の研究によって明らかにし得たと考えられる事柄を要約して示した。

第3は「和語」についてであり、日本語の語彙形成の歴史的過程、和語・漢語・外来語の用いられ方、和語の持つ力や語感、日本人にとって和語の持つ意味等に関して、従来 of 国語学における常識的成果を整理し、若干の私見を加えた。

第4は日本の「市民憲章」についてであり、市民憲章の内容や形態、全国の市民憲章の制定状況、市民憲章の普及活動、市民憲章とまちづくりの関係等に関して、現状を調査した結果をまとめた。

第2章においては、従来和語・漢語・外来語といった語種による語感には明らかな相違があるということが常識のように語られていながら、それが国語学の専門的研究等においても具体的に検証されることが殆ど無かったので、その間の事情を語彙に関する既存の調査や研究事例の検討によって確認した後、アンケート調査を実施して得られた結果を資料と共に示した。

ここでは、まず言語学的関心と国語学的関心の相違、日本語の語彙に関する既存の調査やそれに関連する研究を整理し、国語学の分野においても「語種による語感の相違」の問題が研究の主たる関心事項として取り上げられることが極めて少ないことを確認した。

次に今回実施したアンケート調査であるが、早稲田大学理工学部建築学科の1年生・大学院生・早稲田大学第二文学部の学生(合計129名)を対象として、「建築関連語の語感に関するアンケート調査」(〔調査Ⅰ〕)および「建築関連語のイメージ喚起に関するアンケート調査」(〔調査Ⅱ〕)を実施した。〔調査Ⅰ〕は、「いえ」・「住宅」・「ハウス」・「たてももの」・「建築物」・「ビルディング」・「まち」・「市街地」・「タウン」・「みち」・「道路」・「ロード」という語種の異なる4組の類義語を刺激語とし、それらから受ける感じを「硬い」・「軟らかい」・「温かい」・「冷たい」など20の印象尺度から自由選択形式で回答させたものである。〔調査Ⅱ〕は、〔調査Ⅰ〕と同じ刺激語から連想する内容を自由記述形式で回答させたものである。

これらの調査のうち[調査I]からは、例えば「漢語は硬い」(延べ回答率・231%)・「和語は温かい」(同・199%)・「和語は親しみやすい」(同・188%)・「和語は軟らかい」(同・179%)という印象を与えるという結果が確認された。

[調査II]からは、言葉による連想内容について、同一の刺激語に対する異属性間(男女別・立場別)の相違がそれほど無いにもかかわらず、類義語間の語種による相違が極めて大きいことが確認された。特に、和語に対する連想内容は一貫したイメージの感じられることが多いこと、漢語に対する連想内容は多岐にわたっていること、外来語に対する連想内容は特定の存在物の影響が大きいと思われることなどは興味深い結果である。

第3章においては、東京都の市民憲章(区民憲章6・市民憲章22・町民憲章3・村民憲章1)の制定状況および制定目的を概観した後、それらの全文をテキストとして選定し単語に分解した後、和語の使用率に注目した語彙論的分析および使用語彙の価値的範疇に注目した価値論的分析を試みた。

まず語彙論的分析であるが、東京都の個々の市民憲章について、独自に工夫した「言語表現分析表」を用い、「全単語数」(A)・「総文章数」(B)・「主意語数(名詞・形容詞・形容動詞・動詞・副詞・連体詞の6品詞の単語の合計)」(C)・「名詞数」(n)・「動詞数」(v)・「和語数」(W)・「漢語数」(K)の7種類の数値を基礎数値として確認した後、それらの数値から「平均文章長」(A/B)・「主意語率」(C/A)・「名詞率」(n/C)・「動詞率」(v/C)・「説明率」(n/C+v/C)・「修飾率」(1-n/C-v/C)・「和語率」(W/C)・「漢語率」(K/C)の8つの語彙論的特性値を算出して分析上の指標とした。

その結果、文章長については、市民憲章の主文の文章長がほぼ一般の文章に近いのに対し都市計画法・第一条などの文章長は著しく長いこと、主意語率については、市民憲章の主意語率は殆ど60%近くに集中しており他の資料の主意語率より安定していること、名詞率と動詞率については、市民憲章の名詞率は52%前後でかなり低く動詞率は33%前後でかなり高いこと、説明率と修飾率については、市民憲章の説明率が85%前後修飾率が15%前後で一般の文章と大差がないこと、和語率と漢語率については、市民憲章の和語率の平均は約72%で一般の文章に比べて20%近く高いこと、漢語率は28%前後にあるものかなりのばらつきがあることなどが明らかになった。

更に、市民憲章と参考資料(歌・宣言・法規・新聞・雑誌)の語彙論的特性値について分野別のばらつきを検討した結果、文章長と和語率および漢語率のばらつきの著しく大きいことが判明した。そこで、分析の対象とした全ての資料について文章長と和語率の相関関係を調べた結果、かなり強い負の相関があるのと同時に資料毎の特質が現れること、特に、市民憲章の特質は「法規」に比べ「歌」に近いことが明らかになった。

次に価値論的分析であるが、東京都の市民憲章の全主意語から形容詞・形容動詞・名詞の価値的語彙を抽出し、それらを認識論的価値を示すと考えられるもの

(主として人間の心や魂に深く関わるもの)と存在論的価値を示すと考えられるもの(主として物質や現象の評価に関わるもの)とに範疇分類した。

その結果、東京都の市民憲章の価値的語彙においては、認識論的価値が延べ語数で42%弱、異なり語数で37%強という数値が得られたが、これらの数値は市民憲章が精神的目標を示したものであり認識論的価値が相当な割合で含まれるであろうという予想に反しかなり低いものである。従って、東京都の市民憲章については価値的語彙が存在論的価値を示すと考えられるものに偏していることが了解されるが、このような結果には「明るい」・「豊かだ」という存在論的価値を示す2語が大きく寄与している。これは、市民憲章が成立した戦後の日本の社会状況と密接な関係があると思われる。

これらの2つの分析から得られた重要な結果は、市民憲章の性格が歌に近く情緒面での訴求力が期待されるということと、東京都の市民憲章の語彙が本来目標とすべき価値的内容に比べてやや存在論的に傾いているということである。

第4章においては、第2章・第3章で得た結果を基に、市民参加のまちづくりにおける市民憲章のあり方と役割を和語の働きに注目することによって考察し本研究の2つの結論とした。

第1の結論は、市民憲章に「市民の心に訴え懸け参加を促す力」を求めるのであれば、特に認識論的価値を示す和語の価値的概念が適切に用いられるべきであるということである。

第2の結論は、まちづくりにおいて市民憲章は和語の力が好ましい形で発現する対象であり、「まちづくりの憲法」あるいは「まちづくりの哲学」として市民参加の大きな原動力になるということである。